

第 667 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

日 時	令和 6 年 5 月 20 日 (月) 9 時 57 分 ~ 10 時 35 分	
場 所	兵庫労働局 第 3 共用会議室	
出席者	公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、千田委員、山口委員
	労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、檀上委員、堀井委員、森田委員
	使用者代表委員	倉本委員、瀬川委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
	事 務 局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
議 題	(1) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について (2) 今年度の実地視察・意見聴取について (3) その他	
議 事	飯田賃金指導官	<p>ただ今から、第 667 回兵庫地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>傍聴者の皆様におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しているとおり、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日は、全委員の皆様が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、本年度第 1 回目の審議会開催となりますので、兵庫労働局長の赤松より、御挨拶を申し上げます。</p>
	赤松労働局長	<p>皆様おはようございます。4 月 1 日付けで京都労働局から転任してまいりました赤松俊彦と申します。</p> <p>私は平成 4 年に労働省に入省しまして、以来様々な部署で仕事をしてまいりました。</p> <p>例えば、富山県庁労働雇用課長であったり、あるいは財務省では財政投融资、経済産業省とか、運輸省の航空局とかそういったところの財投の貸付けなどをやっておりました。</p> <p>また、東レ株式会社さんに出向して、CSR をやらせていただいたり、様々な職務を経験させていただきました。</p>

	<p>飯田賃金指導官</p>	<p>本年度におきましても、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、当審議会の会長及び会長代理について、御説明させていただきます。</p> <p>本日の審議会は、昨年度から引き続きとなる第54期委員で開催する審議会となっておりますので、昨年度の審議会にて御承認いただいたとおり、引き続き、会長を梅野委員に、会長代理を山口委員にお願いしたいと思います。梅野委員、山口委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>議題に入らせていただきたいと思います。本日の議題は、</p> <p>(1) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について</p> <p>(2) 今年度の実地視察・意見聴取について</p> <p>(3) その他でございます。</p> <p>それでは、この後の議事進行につきましては、兵庫地方最低賃金審議会運営規程第5条第1項の規定により、会長が議事進行することになっておりますので、これからの議事進行、梅野会長よろしくお願いいたします。</p>
議	梅野会長	<p>梅野でございます。</p> <p>本年度も慎重審議に努めます。皆様の御協力よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、今年度の議事録確認の委員を確認します。</p> <p>今年度につきましても、昨年度と同様に、会長の私と労働者側は森田委員、使用者側は松岡委員でよろしいですか。</p>
	各委員	はい。
	梅野会長	<p>では、これで議事録確認の委員は確認できました。</p> <p>また、議事録の確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名したいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>
	各委員	はい。
	梅野会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題(1)「兵庫地方最低賃金審議会の日程等について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
	安積賃金室	それでは、事務局から、兵庫県最低賃金に係る答申日と発効日の関係

議 事	長	<p>について、御説明させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしてあります資料 1 を御覧ください。</p> <p>こちらは、「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）」となっております。</p> <p>青塗りした枠を御覧ください。</p> <p>従来は10月1日発効を目指した場合、8月5日月曜日が答申期限となります。</p> <p>曜日のめぐりにより、発効日が9月29日となっておりますが、事務局の方で発効日を10月1日に指定させていただき予定としております。</p> <p>8月5日月曜日に答申をいただいた場合、異議申出の期間は8月20日火曜日までとなりますので、翌開庁日である8月21日水曜日の審議会を経て、8月30日に官報公示を行う予定としております。</p> <p>なお、ただ今御説明いたしました答申日と発効日の関係は法令の手続きによるものであり、発効日につきましては当然に審議状況により決定されるものでありますので、御承知おきいただければと思います。</p> <p>続きまして、「今後の予定案」について、資料 2 を御覧ください。</p> <p>これは8月5日月曜日を答申期限とした場合の審議会の開催日程について、事務局案として作成したものでございます。</p> <p>まず、7月1日月曜日に兵庫地方最低賃金審議会第668回本審を開催し、7月19日金曜日に第669回本審を開催する予定としております。</p> <p>続きまして、7月29日月曜日に第670回本審を開催した後に同日第1回兵庫県最低賃金専門部会を開催する予定としております。</p> <p>その後7月31日から8月5日の間に必要に応じて兵庫県最低賃金専門部会を3～4回程度開催した上で、8月5日午後第671回本審において答申を行い、8月21日第672回本審で異議申出に係る調査審議を行う予定としております。以上となります。</p>
	梅野会長	<p>事務局から、最低賃金の改正に係る8月21日水曜までの日程案が示されました。皆様よろしいでしょうか。</p> <p>何か御意見、御質問等があれば、お出してください。</p>
	各委員	<p>（特になし）</p>
	梅野会長	<p>では、次議題（2）「今年度の实地視察・意見聴取について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
	山中労働基準監督官	<p>賃金室山中です。</p> <p>今年度の实地視察、意見聴取について、私の方から、御説明させてい</p>

議 事	梅野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>結構多くの資料でしたが、ただ今の事務局説明に関して、何か御質問等ございましたら、どうぞお出しください。</p>
	各委員	(特になし)
	梅野会長	<p>また、これからの審議会でもこういう内容のことが出てきますので、またその折に何かあれば、出してください。</p> <p>それでは、次まいります。</p> <p>その他の件ですが、何かございますか。</p>
	各委員	(特になし)
	梅野会長	それでは、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。
	飯田賃金指導官	<p>はい、例年どおり来月6月下旬頃には中央最低賃金審議会での目安の改正諮問が見込まれておりますので、これを踏まえまして、局長から兵庫県最低賃金の改正諮問をさせていただきたく、次回は7月1日の月曜日午前10時、場所はこの会議室で開催できればと考えております。</p>
	梅野会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>次回の本審は7月1日月曜日の午前10時、場所はこの会議室、本席です。</p> <p>また、次回本審の公開・非公開ですが、昨年度同様、公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	各委員	はい。
	梅野会長	<p>では、公開といたします。</p> <p>それでは、次回本審は7月1日月曜日午前10時、本席、公開ということにいたします。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
	安積賃金室長	特にございません。
梅野会長	では、他になければ、本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。	

議

事

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉